

各 位

会 社 名 田中精密工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 長岡 隆
(JASDAQ コード番号 7218)
問 合 せ 先 総 務 部 部 長 八島 秀元
(TEL. 076-451-7651)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 24 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、第 2 条 (目的) を変更するものであります。
- (2) 周知性の向上および公告手続き合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるため、第 5 条 (公告方法) を変更するものであります。
- (3) インターネットの普及を考慮し、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等をインターネットにより開示することを可能とするため、第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) を新設するものであります。
- (4) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮するとともに、今後も適切な人材を招聘できる環境を整えるため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、ならびに、当社と取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、第 27 条 (取締役の責任免除等) および第 35 条 (監査役の責任免除等) を新設するものであります。なお、第 27 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>自動車部品の製造販売</u>	1. <u>自動車、その他の輸送用機械器具およびその部品の製造、販売</u>
2. <u>オートバイ部品の製造販売</u>	(削 除)
3. <u>原動機および農機具の部品の製造販売</u>	2. <u>原動機、農業用機械、工作用機械、その他の一般機械器具およびその部品の製造、販売</u>
4. <u>工作用機械部品の製造販売</u>	(削 除)
(新 設)	3. <u>航空機部品および宇宙機器部品の製造、販売</u>
(新 設)	4. <u>前各号に関連する技術の供与および前各号に関連する装置、機械ならびに用品の製造、販売および輸出入</u>
5. <u>軸受部品の製造販売</u>	(削 除)
6. <u>金属製品の熱処理加工</u>	(削 除)
(新 設)	5. <u>自動車の販売および修理ならびにリース業</u>
(新 設)	6. <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u>
7. 前各号に付帯関連する一切の事業	7. (現行どおり)
第3条～第4条 (条文省略)	第3条～第4条 (現行どおり)
(公告方法)	(公告方法)
第5条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する方法により</u> 行う。	第5条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第14条 (条文省略)	第12条～第14条 (現行どおり)
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
	第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第25条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条～第32条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第33条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第26条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(取締役の責任免除等)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(2) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条～第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除等)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(2) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月24日(金)
定款変更の効力発生日 平成28年6月24日(金)

以 上